

介護予防短期入所療養介護利用料金

2022年10月1日改定
介護老人保健施設 エスパーロ

【従来型個室】（円）

介護度	利用者負担 限度額段階	介護保険 負担分	食費	居住費	教養娯楽費	日用品費	1日分の 合計
要 支 援 1	第1段階	653	300	490	200	200	1,843
	第2段階		600	490			2,143
	第3段階①②		①1,000②1,300	1,310			①3,358②3,658
	第4段階		1,500	1,700			4,253
	2割負担	1,306	1,500	1,700			4,906
	3割負担	1,959	1,500	1,700			5,559
要 支 援 2	第1段階	810	300	490	200	200	2,000
	第2段階		600	490			2,300
	第3段階①②		①1,000②1,300	1,310			①3,514②3,814
	第4段階		1,500	1,700			4,410
	2割負担	1,620	1,500	1,700			5,220
	3割負担	2,430	1,500	1,700			6,030

【多床室】（円）

介護度	利用者負担 限度額段階	介護保険 負担分	食費	居住費	教養娯楽費	日用品費	1日分の 合計
要 支 援 1	第1段階	689	300	0	200	200	1,389
	第2段階		600	370			2,059
	第3段階①②		①1,000②1,300	370			①2,454②2,754
	第4段階		1,500	500			3,089
	2割負担	1,378	1,500	500			3,778
	3割負担	2,067	1,500	500			4,467
要 支 援 2	第1段階	861	300	0	200	200	1,561
	第2段階		600	370			2,231
	第3段階①②		①1,000②1,300	370			①2,625②2,925
	第4段階		1,500	500			3,261
	2割負担	1,723	1,500	500			4,123
	3割負担	2,585	1,500	500			4,985

※介護保険負担分は、介護保険施設サービス費（基本型）にサービス提供体制強化加算（18単位/日）を加えた単位数と、その単位数に介護職員等特別処遇改善加算（2.1%）と介護職員処遇改善加算（3.9%）と介護職員等ベースアップ等支援加算（0.8%）を乗じたものを加え、更に地域区分6級地（10.27円/単位）を乗じた金額の1割または2割または3割（1円未満切り下げ）を表記しています。上記料金は目安を表示したもので、小数点以下の端数処理で差異が生じる場合があります。

その他加算料金（該当時に加算されます）

自 費 範 囲	送迎加算	入所および退所の際に、自宅までの送迎を行った場合に加算されます	201円/回
	療養食加算	症状に合わせ、厚生労働大臣が定めた療養食を提供する場合に加算されます	8円/回
	個別リハビリテーション加算	医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同で個別計画の作成、リハビリテーションを行った場合に加算されます	262円/日
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症のため在宅での生活が困難であり、緊急で短期入所療養介護を利用した場合に7日間を限度に加算されます	218円/日
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	基本型施設において在宅復帰の支援状況が一定以上であり、かつ地域貢献活動を行っている場合に加算されます	36円/日
	総合医学管理加算	治療管理を目的とし、居宅サービス計画で計画的に行うこととなっていない利用を行った場合に7日を限度に加算されます	300円/日
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	認知症利用者が総数の半数以上を占め、認知症専門研修の終了者を一定以上配置し専門的ケアの実施と技術的指導会議等を行った場合に加算されます	3円/日
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	上記条件に加え、認知症介護指導の研修を修了した者を配置し、認知症ケアの指導の実施と看護・介護職員毎に研修を行っている場合に加算されます	4円/日
	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して担当を決め、担当者を中心に利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に加算されます	131円/日
	緊急時治療管理	容態が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合に加算されます	567円/月
	夜勤職員配置加算	夜勤職員の勤務条件が厚生労働大臣の定める基準に適合した場合に加算されます	25円/日
	自 費 範 囲	理美容料	カットのみの理美容を利用の場合にお支払いいただきます
理美容料（髭剃り付）		ヒゲ剃り付きの理美容を利用の場合にお支払いいただきます	2800円

・加算は単位数に介護職員等特別処遇改善加算（2.1%）と処遇改善加算（3.9%）と介護職員等ベースアップ等支援加算（0.8%）乗じたものを加え、更に地域区分が6級地（10.27円/単位）を乗じた金額の1割（1円未満切り下げ）を表記しています。2割または3割負担の場合はその数を乗じた金額になります。上記料金は目安を表示したもので、小数点以下の端数処理で差異が生じる場合があります。